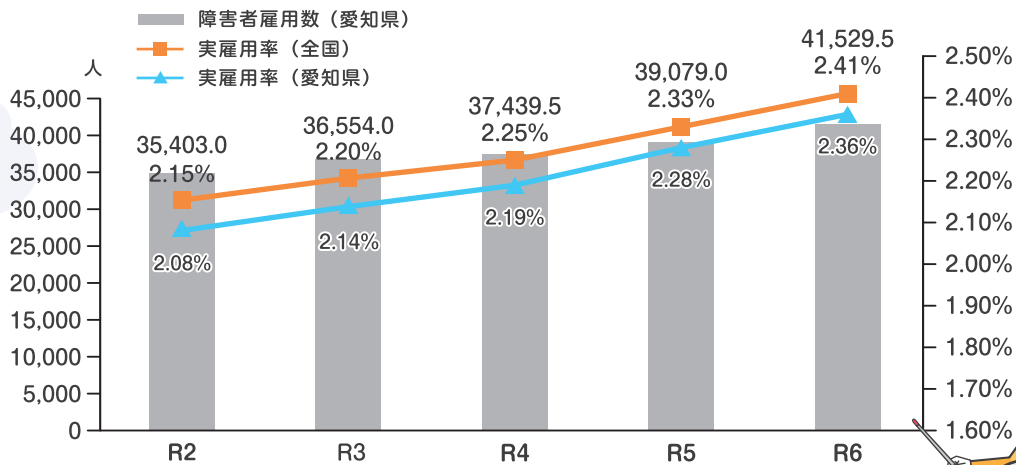


愛知県における障害者の雇用状況

Employment status

障害に関係なく、希望や能力に応じて、誰もが職業を通じた社会参加のできる「共生社会」実現の理念の下、すべての事業主には、法定雇用率以上の割合で障害者を雇う義務があります（障害者雇用率制度）。

障害者雇用数及び実雇用率の推移（各年6月1日現在）



民間企業の法定雇用率は2.3%

企業規模別雇用状況（令和6年6月1日現在）

規模別 (人)	企業数 (企業)	うち雇用率達成企業 割合(%)	基礎労働者数 (人)	うち障害者数 (人)	実雇用率 (%)	全国の実雇用率 (%)
40.0～100 未満	4,137	44.2	253,962.5	4,689.0	1.85	1.96
100～300 未満	2,262	50.3	350,186.5	7,375.0	2.11	2.19
300～500 未満	474	42.8	166,419.0	3,782.0	2.27	2.29
500～1,000 未満	333	46.2	215,771.5	5,522.0	2.56	2.48
1,000 以上	228	59.2	770,661.0	20,161.5	2.62	2.64
合 計	7,434	46.5	1,757,000.5	41,529.5	2.36	2.41

※常用労働者数40.0人以上の企業が報告の対象です。

障害種別雇用者数（実数）（令和6年6月1日現在）

（重度の定義はP2参照）

一 般	重度以外	重 度	合 計
身体障害者	8,514	6,734	15,248
知的障害者	6,003	1,302	7,305
精神障害者	6,675	-	6,675
短 時 間	重度以外	重 度	合 計
身体障害者	929	688	1,617
知的障害者	860	240	1,100
精神障害者	1,989	-	1,989
特定短時間	重度以外	重 度	合 計
身体障害者	320	-	320
知的障害者	63	-	63
精神障害者	525	-	525

一 般 とは、1週間の所定労働時間が30時間以上の方、
短 時 間 とは、20～30時間の方、
特定短時間 とは、10～20時間の方のことだよ。

